

成年後見センター 

〒157-0066
 世田谷区成城6-3-10
 成城6丁目事務所棟3階

電話：03-6411-3950
 FAX：03-6411-2247



受付時間 ■ 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
 お休みの日 ■ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

せ た が や ち い き し ゃ か い ふ く し き ょ う ぎ か い じ む し ょ
世田谷地域社会福祉協議会事務所

〒154-0004
 世田谷区太子堂4-3-2 DS三軒茶屋ビル4階
 電話：03-3419-2311 FAX：03-3419-2354

き た さ わ ち い き し ゃ か い ふ く し き ょ う ぎ か い じ む し ょ
北沢地域社会福祉協議会事務所

〒155-0031
 世田谷区北沢2-11-3 イサミヤビル3階
 電話：03-5787-8537 FAX：03-5787-8533

た ま が わ ち い き し ゃ か い ふ く し き ょ う ぎ か い じ む し ょ
玉川地域社会福祉協議会事務所

〒158-8503
 世田谷区等々力3-4-1 玉川総合支所2階
 電話：03-3702-7777 FAX：03-3702-7861

き む た ち い き し ゃ か い ふ く し き ょ う ぎ か い じ む し ょ
砧地域社会福祉協議会事務所

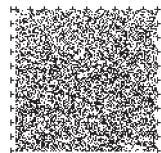
〒157-0066
 世田谷区成城2-33-15 成城2丁目事務所棟
 電話：03-5727-6101 FAX：03-5727-6103

か ら す や ま ち い き し ゃ か い ふ く し き ょ う ぎ か い じ む し ょ
烏山地域社会福祉協議会事務所

〒157-0062
 世田谷区南烏山5-18-13 モリッチビル4階
 電話：03-5314-1891 FAX：03-5314-1893



世田谷区社会福祉協議会は、社会福祉法に定められた民間の団体です。
 地域住民や様々な団体などと協力して、「いつまでも暮らすことができるまち・世田谷」
 を皆様といっしょにつくっています。

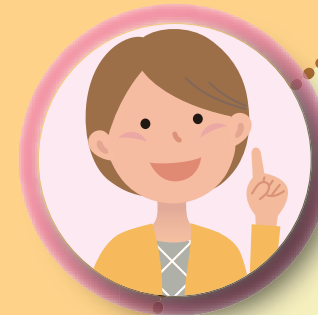


2024年3月

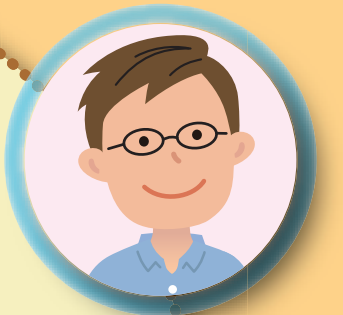
～地域で安心して暮らすために～

あんしん事業 じぎょう

ち い き ふ く し け ん り ょ う こ じ ゃ ょ う
(地域福祉権利擁護事業)

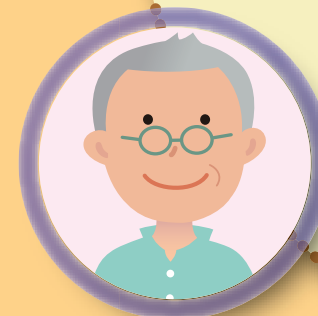


● 福祉サービスを利用したいので、
一緒に考えてほしい



● 郵便物を見て整理することが
大変になってきたので、
一緒に見て手伝ってほしい

● **家賃や公共料金を忘れずに支払いたい**



● **生活費をおろしに行くのが大変**
なので、誰かに頼みたい

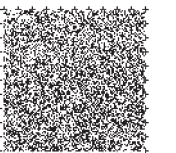


● **大切な書類をなくさないか心配**

こんなときは、
お気軽にご相談ください！



あんしん事業は、社会福祉法にもとづく事業です。
 社会福祉協議会の職員である「せんもんいん専門員」と「せいかつしえんいん生活支援員」が
 お手伝いします。



あんしん事業でできること

基本サービス

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心してご利用いただけるようにお手伝いします。

- 福祉サービスを利用するときや、やめるときの手続き
- 福祉サービスの利用料を支払うための手続き
- 福祉サービスの苦情を解決するための手続き
- 区役所などから届く郵便物の整理



オプションサービス

日常的金銭管理サービス

日常の暮らしに欠かせない、お金の出し入れ等をお手伝いします。

- 日常生活に必要な預金の出し入れ
 - ※ 残高が100万円以下の通帳のお手伝いができます。
 - ※ ご希望や状況により、日常生活に使用する通帳や銀行印をお預かりすることもできます。
- 税金、社会保険料、公共料金、家賃などの支払い手続き
- 年金や福祉手当を受け取るための手続き

書類等預かりサービス

日頃使わない大切な書類をお預かりします。

- 預貯金の通帳（残高1,000万円以下）やキャッシュカード
 - 契約書類
 - 証書…など
- ※ お預かりできないもの：よく使うもの、宝石、自宅の鍵 など

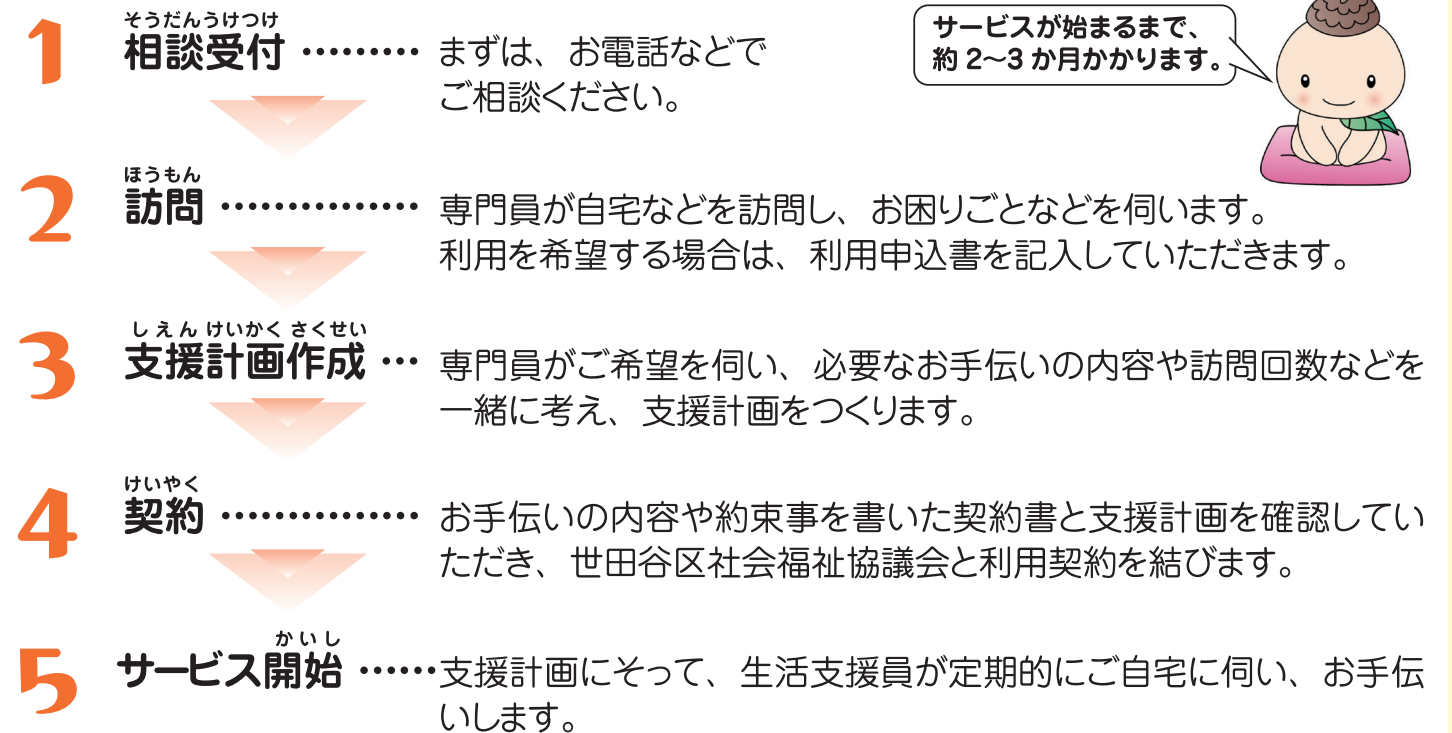


あんしん 安心してご利用いただくために・・・

- 契約締結審査会：ご本人との契約内容の審査などを行っています。
- 運営適正化委員会：希望や苦情を直接伝えることができます。これらの審査会・委員会は、東京都社会福祉協議会が設置しており、法律、福祉、医療の専門家と当事者組織などで構成されています。



相談から利用までの流れ



サービスが始まるまで、約2~3か月かかります。



あんしん事業の利用が難しくなったとき・・・

生活状況の変化や判断能力の低下などにより、あんしん事業の利用が難しくなったときには、成年後見制度を利用するためのお手伝いもします。

成年後見制度とは？

認知症・知的障害・精神障害などによって、判断能力が十分ではない方の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産管理や身上保護などを行うしくみです。



あんしん事業と成年後見制度の支援の範囲

	支援内容	あんしん事業	成年後見制度
日常生活に関すること	日常的な金銭管理	○	○ ※取消はできない
	預金通帳や銀行印の保管	○	○
	年金の受領	○	○
	介護保険サービスの利用契約	△ ※手続き支援のみ	○
	病院入院契約	△ ※手続き支援のみ	○
療養・看護に関すること	医療や住居の確保	×	○
	施設への入退所契約	△ ※手続き支援のみ	○
	施設での生活の見守り、異議申立	×	○
重要な財産に関すること	不動産の処分	×	○
	遺産分割	×	○
	消費者被害の取消	△ ※手続き支援のみ	○

利用料について

内容	料金
福祉サービスの利用援助	1回1時間まで1,000円
日常的な金銭管理サービス	通帳や印鑑を自分で持っている場合 ※1時間を超えた場合は、30分までごとに500円が加算されます。
	通帳や印鑑を社協に預ける場合 ※1時間を超えた場合は、30分までごとに500円が加算されます。
書類等預かりサービス	1か月1,000円

※ 契約した後、サービスを開始してから利用料がかかります。

